

○大府市NPO法人立ち上がり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市NPO法人立ち上がり支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、市内において、公益的な活動を行う非営利活動団体で、所轄庁へ法人設立の認証申請を行った団体又はNPO法人設立の認証取得後3年以内の団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は活動拠点を有し、主に市内で活動し、今後も引き続き市内で活動を行う予定の団体であること。
- (2) 地域課題の解決や不特定多数の者の利益等に寄与することができる活動を継続して実施しており、今後も引き続き実施する予定の団体であること。

(対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、所轄庁へ法人設立の認証申請を行った日から起算して3年とする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象団体がNPO法人の立ち上がりのために要した次に掲げる経費とする。

- (1) NPO法人を設立するための手続に必要な経費
- (2) 事務所（活動拠点を含む。以下同じ。）の賃借料（共益費及び消費税を含む。）
- (3) 事務所の光熱水費及び通信運搬費
- (4) 活動に必要な備品購入費及び消耗品費

2 前項の規定にかかわらず、収益事業に係る経費は、対象経費としない。

3 補助金申請の初年度に限り、前年度分の経費を当該年度の経費に加算することができる。ただし、加算できる前年度分の経費は、対象期間の経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1年度1団体当たり30万円を限度とする。

2 対象期間における補助金の総額は、1団体当たり90万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなけ

ればならない。

- (1) 所轄庁へ提出した設立認証申請書の写し（ただし、NPO法人設立後に申請するとき
は、登記事項証明書の写真）
- (2) 定款
- (3) 役員名簿
- (4) 設立趣旨書（ただし、補助金申請の初年度に限る。）
- (5) 申請年度の事業計画書
- (6) 申請年度の収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類
（審査）

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかに、大府市協働推進委員会に
審査を依頼しなければならない。

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による審査において、補助金の交付が適当と認めたときは、
補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するた
めに必要があると認めたときは、当該決定に必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定したとき、及びその決定に条件を付
したときは、補助金等交付決定通知書により、その決定事項及び条件を申請者に通知す
るものとする。
- 4 市長は、補助金の不交付を決定したときは、書面により、その旨を申請者に通知する
ものとする。

（計画の変更）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」
という。）は、第7条の申請書の内容に変更があった場合（廃止又は中止を含む。）は、
速やかに、補助事業等計画変更届を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、第9条第3項の決定通知書を受けた日の属する年度の翌年度の
4月30日までに、補助事業実績報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、補助金申請の初年度に限り、次に掲げる書類を添付しなければ
ならない。ただし、補助金交付申請書に当該書類を添付したときは、この限りでない。
 - (1) 所轄庁へ提出した設立登記完了届出書の写し
 - (2) 登記事項証明書の写真
 - (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の規定により実績報告書を提出した者は、市長が別に定める日に、公開の場
において、補助対象事業の実績を報告しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

